

令和7年5月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第5回）議事録

1. 開催日時 令和7年5月16日（金曜日）午後3時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（15名）

3番 齋藤 誠	15番 佐藤 喜勝
4番 庄司 和夫	18番 加藤 三敏
5番 佐々木 亨	19番 大瀧 浪雄
6番 伊藤 直子	20番 佐々木 純一
8番 板垣 利明	21番 小野 晃一
10番 吉尾 麻美	22番 豊島 靖喜
13番 佐藤 榮一	24番 富樫 公一
14番 畑山 留美子	
4. 欠席委員（9名）

1番 佐藤 崇	12番 佐藤 源樹
2番 小松 健	16番 佐々木 剛
7番 菅原文 克	17番 伊藤 剛
9番 三浦 幸夫	23番 真坂 和都
11番 巴 寛	
5. 議事日程第1号 令和7年5月16日（金曜日） 午後3時 開会
 - 第 1. 議事録署名委員指名
 - 第 2. 会議書記任命
 - 第 3. 会期決定
 - 第 4. 議案第43号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第 5. 議案第44号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件
 - 第 6. 議案第45号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第 7. 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
 - 第 8. 議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第 9. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第10. 議案第49号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第11. 議案第50号 「農業委員会による最適化活動の推進について」にかかる令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木内卓朗	次長	齊藤政樹
農政班長	三保敦	次長兼農地班長	二見真之
専門員	今野政幸	主査	小助川洋
主査(矢島庶務班)	田口達也	主任(岩城庶務班)	池田健人
主事(由利庶務班)	島山秀	主査(大内庶務班)	佐々木春香
主事(東由利庶務班)	石渡穰	主査(西目庶務班)	巴留美子
主事(鳥海庶務班)	佐藤海士		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

8番板垣利明

10番吉尾麻美

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年5月2日公示招集されました、令和7年第5回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中15名であります。

1番佐藤崇委員、2番小松健委員、7番菅原文克委員、9番三浦幸夫委員、11番巴寛委員、12番佐藤源樹委員、16番佐々木剛委員、17番伊藤剛委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第43号から議案第50号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、8番板垣利明委員、10番吉尾麻美委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第43号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第43号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第43号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第44号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第44号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第44号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第45号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局

より説明を求めます。

○事務局

(議案第45号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第45号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、1番と2番につきましては、13番・佐藤榮一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第46号1番と2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第46号1番と2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号1番と2番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号1番と2番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第46号3番と4番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第46号3番と4番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号3番と4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号3番と4番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号3番と4番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

次に、議案第46号5番から24番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第46号5番から24番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号5番から24番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号5番から24番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号5番から24番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第47号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第47号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取を必要とする案件であり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ許可相当の答申があり次第許可することとなる旨説明する。

○議長

議案第47号の事務局説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和7年3月、総会議案第30号「由利本荘農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」において、すでに報告を受けておりますので、省略いたします。

議案第47号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第47号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第47号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議の諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第48号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などにより、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当とする旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議による意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨説明する。

○議長

議案第48号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第48号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第48号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第48号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第49号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

1番について現地は、長年耕作しておらず山林化している状況で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第49号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

先ほどの議案第48号と同日に、4人で現地調査を行ってきました。

議案第49号1番の現地は、長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第49号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第49号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって議案第49号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

続いて2番から5番及び7番について事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第49号2番から5番及び7番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、2番の申請地は、令和6年7月の豪雨災害により、氾濫した河川からの土砂流入や農地の一部が崩落する被害を受け、当該地へ移動するまでの市道及び農道が被災し、通行及び農業用機械の運搬が困難であるため農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

3番の申請地は、同じく豪雨災害により、山間部からの土砂流入や農地の一部が崩落する被害を受け、当該地へ移動するまでの市道及び農道が被災し、通行及び農業用機械の運搬が困難であるため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する

4番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況であり、また、同じく豪雨災害により、山間部からの土砂流入や農地の一部が崩落する被害を受け、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

5番にの申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

7番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第49号2番から5番及び7番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

はじめに、2番と3番の報告をお願いします。

調査員、庶務班。

○調査員、庶務班

11番・巴寛委員、長谷川智明推進委員が欠席のため、現地調査に同行した由利庶務班・畠山が報告いたします。

去る4月7日、午前9時より、私と巴寛委員、長谷川智明推進委員の3人で、議案第49号2番と3番の現地調査を行いました。

17ページをご覧ください。

議案第49号2番及び3番の現地は、令和6年7月の豪雨災害により付近の黒森川が氾濫したため流入した土砂が堆積し、農地の一部が崩落している状況にありました。3番については、当該地へ移動するための市道や農道が崩れ、通行が困難な状況にあったことから、川を挟んだ対岸より確認をいたしました。

このため、農地への復元は困難であり、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦勞様でした。

続いて4番の報告をお願いします。
調査員、五十嵐幸司推進委員。

○五十嵐幸司推進委員

去る4月22日、午前9時より、私と伊藤剛委員、畠山主事の3人で、議案第49号4番の現地調査を行いました。

17ページをご覧ください。

議案第49号4番の現地は、令和6年7月の豪雨災害により山間部からの流入した土砂等が堆積し、農地の一部が崩落しておりました。

また、申請地は長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にありました。

このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

以上、報告を終わります。

○議長

ご苦労様でした。

続いて5番及び7番の報告をお願いします。

調査員、庶務班。

○調査員、庶務班。

去る5月8日、午前9時より、私と巴寛委員、長谷川智明推進委員の3人で、議案第49号5番及び7番の現地調査を行いました。

17ページをご覧ください。

議案第49号5番及び7番の現地は、長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にありました。

このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

以上、報告を終わります。

○議長

議案第49号2番から5番及び7番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第49号2番から5番及び7番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって議案第49号2番から5番及び7番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第50号「農業委員会による最適化活動の推進について」にかかる令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書 11 ページをご覧ください。先ほどの委員全員協議会でご説明いたしました、別紙 1 「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」案ですが、この公表案をもって農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検、評価とすることについて、ご審議をお願いいたします。

○議長

議案第 50 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第 50 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましても、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 32 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 富樫 公一

議事録署名委員 板垣 利明

議事録署名委員 吉尾 麻美